

平成29年8月

関係事業者団体等 安全衛生担当者 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課

通達の送付について

平素より大変御世話になっております。

別添のとおり、以下の通達を送付いたしますので、ご査収いただきますようお願いいたします。

送付いたしました通達について、ご不明な点等ございましたら、下記担当あてご連絡くださいますようお願いいたします。

(送付する通達)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年8月3日付け基発0803第5号）

なお、本件に係る関連情報について、追って、次の厚生労働省ホームページ「職場における化学物質対策について」の「法令改正等についてのご案内」欄に掲載を予定しておりますので、併せて御参照されますようお願いいたします。

(URL :

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html)

(担当)

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課 化学安全班 吉澤

電話 03-5253-1111 (内 5517)

FAX 03-3502-1598